

【船場川調節施設】

船場川調節施設は、平成 16 年 10 月の台風 23 号により船場川が溢水し被害が発生したため、河川氾濫の防止を目的として計画した。洪水時には、河道沿いの横越流堰（分水堰）から河川水を分水し、導水路を介して競馬場内の調節池にて一時的に貯留することにより、分水地点下流域の洪水時流量を軽減する。

調節池	貯留量	120,000m ³
	調節池水深	7.3m
導水路	導水路径	3,500mm
分水堰	分水量	16m ³ /s
	分水方式	横越流方式



出典：船場川調節施設等整備事業パンフレット

【辻井川雨水貯留施設】

準用河川の辻井川における辻井川雨水貯留施設は、宅地化の進行に伴って増加する浸水被害の軽減を目的として建設された。平成 15 年 4 月に供用を開始し、平成 23 年度から貯留量を増強する第 2 期工事に着手し、平成 25 年度に完成した。

貯留容量	V=27,400m ³ (第 1 期工事 V=13,700m ³ 第 2 期工事 V=13,700m ³)
寸法	平面 86.25m × 77.37m × 内空高 5.00m (第 1 期工事 43.125m × 77.37m × 5.00m 第 2 期工事 43.125m × 77.37m × 5.00m)



出典：姫路市HP

③ 河川の課題

計画地域では、昭和 38 年 6 月、昭和 40 年 9 月、昭和 51 年 9 月、平成 2 年 9 月平成 16 年 8 月、平成 16 年 10 月等、度重なる被害を受けており、計画的に河川の整備、維持に取り組んでいる。しかし、河川改修事業は、物理的・社会的・財政的な視点から見て長期間を要する。このような状況を踏まえ、整備途上段階での施設能力を超える洪水の発生や、計画規模⁴⁾を上回る洪水の発生にも備えておく必要がある。

4) 計画規模：洪水を防ぐための計画を作成するとき、被害を発生させずに安全に流すことのできる洪水の大きさ(対策の目標となる洪水の規模)のこと。一般的にその洪水が発生する確率で表現する。例えば、年超過確率 1/10 の規模の降雨で発生する洪水が、10 年間に 1 回以上発生する確率は 65.1%となる。

(2) 流域の下水道

① 下水道（雨水）の整備状況

計画地域では、福崎町、姫路市、高砂市、太子町の公共下水道・特定環境保全公共下水道の整備を計画しており、浸水被害の軽減に向け整備を実施している。

下水道（雨水）事業の整備率

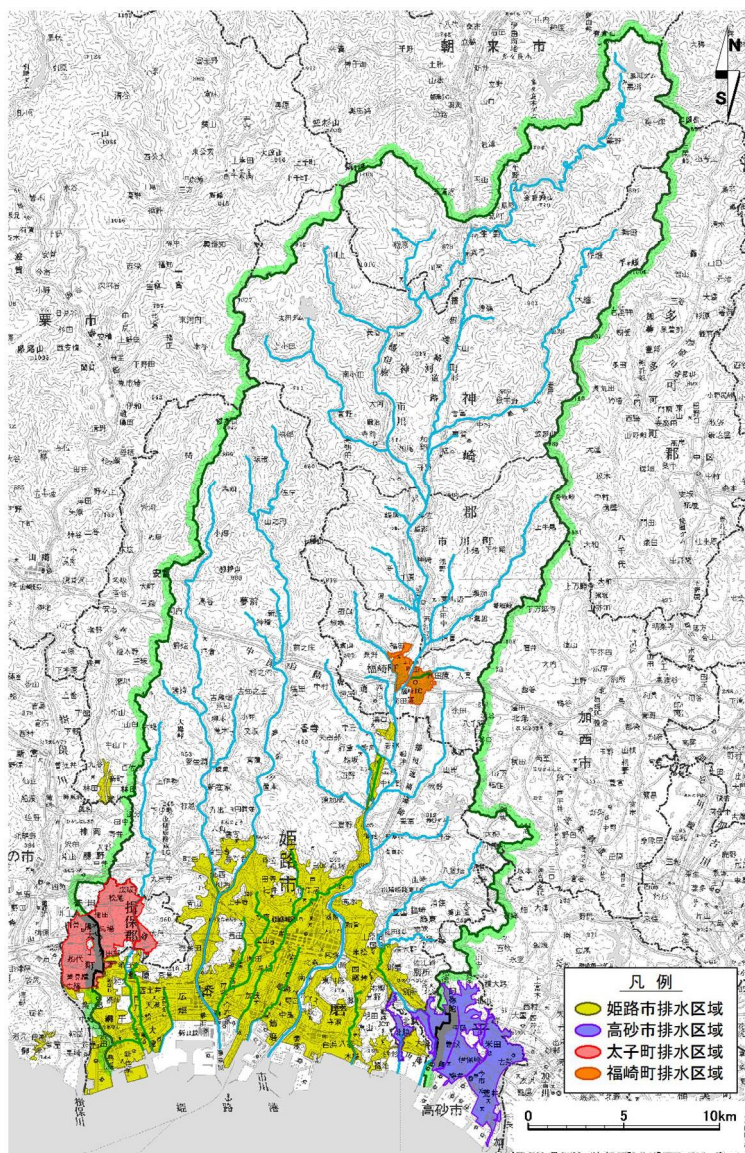
市町	下水道の種別	雨水排水区域面積 □□□□	雨水整備済み面積 □□□□	整備率
福崎町※2	福崎町公共下水道	149	9	6%
姫路市※1	姫路市公共下水道	9,927	3,487	35%
	特定環境保全公共下水道			
高砂市※2	高砂市公共下水道	824	24	3%
太子町※2	太子町公共下水道	780	246	32%

※1：姫路市は、平成24年度末時点における姫路市全域での値を記載

※2：福崎町、高砂市、太子町は、平成25年現在における計画地域に係る雨水排水区域の値を記載

② 下水道の課題

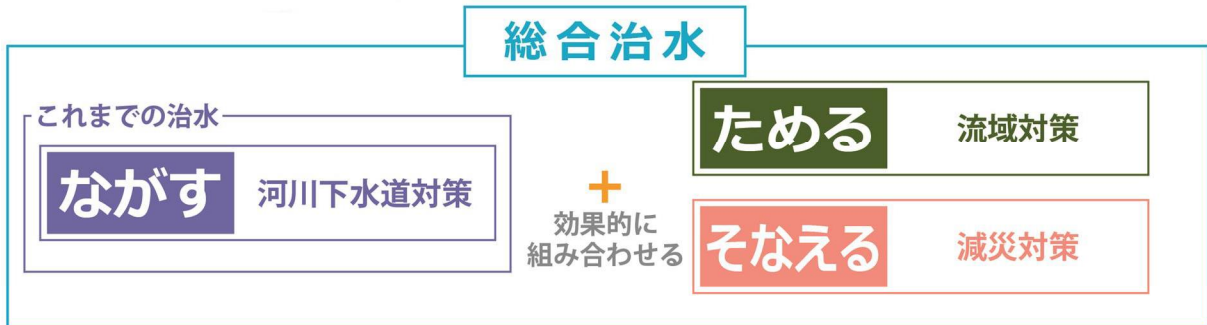
下水道整備は、それぞれの下水道計画に基づき、進めているが、年超過確率1/5～1/10で発生する規模の降雨（42.6～49.5mm程度）に対する整備には、膨大な事業費と期間を要する。また、計画規模を上回るような集中豪雨には対応できないため、下水道対策だけで浸水被害を軽減することは限界がある。



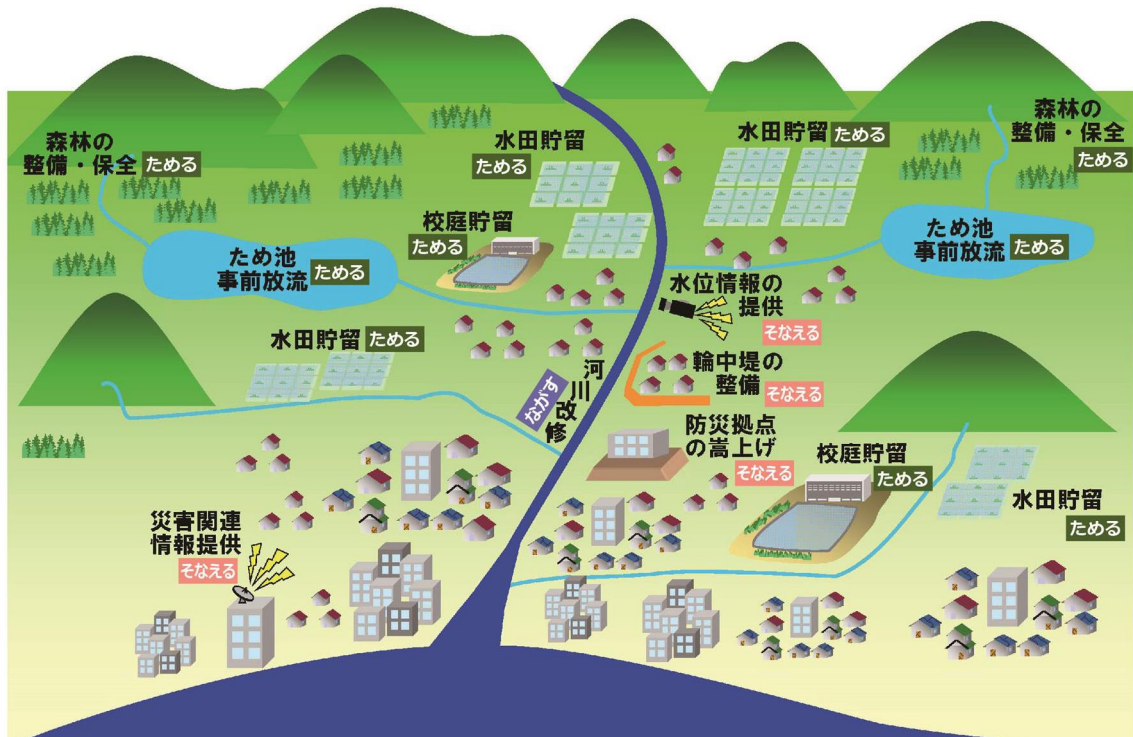
下水道（雨水）区域位置図

(3) 総合治水の必要性

こうした現状や課題を踏まえ、これまでの河川下水道対策『ながす』に加え、雨水の一時的な貯留や地下への浸透等の流域対策『ためる』や、浸水が発生した場合にも被害の軽減を図る減災対策『そなえる』を効果的に組み合わせて実施する総合治水を、地域の特性や課題に応じ、計画地域全体で取り組む必要性が高まっている。



総合治水の概念



総合治水のイメージ図

2. 総合治水の基本的な目標

2□. 計画地域

計画の地域は、姫路市、高砂市、朝来市、市川町、福崎町、太子町、神河町にまたがる天川流域、西浜川流域、八家川流域、市川流域、野田川流域、船場川流域、夢前川流域、汐入川流域、大津茂川流域及びその他海域への直接放流域とする。

2□. 計画期間

計画の期間は、平成 25 年度から概ね 10 年間とする。

総合治水は、浸水被害軽減を目指して、多様な主体が連携して、多岐にわたる取り組みを継続するものであることから、概ね 10 年後を見据えて、共通の認識を持って取り組むこととする。

なお、本計画に位置付ける取り組みは、策定（見直し）時点で関係者間の調整が整っているなど記述可能なものに限られており、総合治水を推進していくためには、各主体が計画期間に推進する取り組みを充実させる必要がある。

このため、本計画については、取り組みの進捗状況や災害の発生状況、社会情勢の変化等を勘案して、適宜見直すこととする。

2□. 基本目標

計画地域では、人的被害の回避又は軽減並びに県民生活及び社会経済活動への深刻なダメージを回避するため、下記の対策を組み合わせた「総合治水」を推進する。

■ ながす：河川下水道対策

県及び市町は、策定から概ね 30 年の計画期間の河川整備計画⁵⁾に位置付けられた計画に対して、本計画の計画期間で実施し得る整備を着実に進めることを目標として、河道改修や洪水調節施設の整備を行うとともに、適切な維持管理として、緊急的な対策や修繕工事を適宜実施する。

市町は、それぞれの下水道計画に基づき、本計画の計画期間で実施し得る整備を着実に進めることを目標として、下水道整備を行うとともに、適切な維持管理を行う。

5) 河川整備計画：河川の整備が河川整備基本方針に沿って計画的に行われることとなる河川の区間について、地方公共団体や地域住民の意見を反映し、概ね 20～30 年の間に実施する河川工事、河川の維持の両面にわたり河川整備の全体像を定めるもの。

■ ためる：雨水を一時的に貯留・地下に浸透させる流域対策

県、市町及び県民は、河川、下水道や水路等への雨水の流出を抑制し、溢水等による浸水被害を軽減することを目標として、浸水被害が頻発している地域を中心に、計画地域内のそれぞれの地域に応じた流域対策を実施する。

また、計画地域では、すでに校庭貯留等の整備を実施していることから、今後はこうした先導的な取り組み事例をトップランナーとして各地区への取り組みを拡大していく。

実施にあたっては、各地区において、効果的な取り組みとなるよう連携を図るとともに、様々な土地・施設の所有者・管理者それぞれが実施可能な対策を積み上げていくよう継続した対策の推進を図る。

■ そなえる：浸水した場合の被害を軽減する減災対策

河川下水道対策と流域対策を講じても計画規模を上回る洪水や整備途上での施設能力を上回る洪水により、甚大な浸水被害が発生することも想定される。このため、人的被害の回避を最優先とし、県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避・軽減することを目標として、避難対策に重点的に取り組むとともに、建物の耐水化など被害を小さくする取り組みや、被災しても県民生活等が早期に再建する取り組みを進める。

3. 総合治水の推進に関する基本的な方針

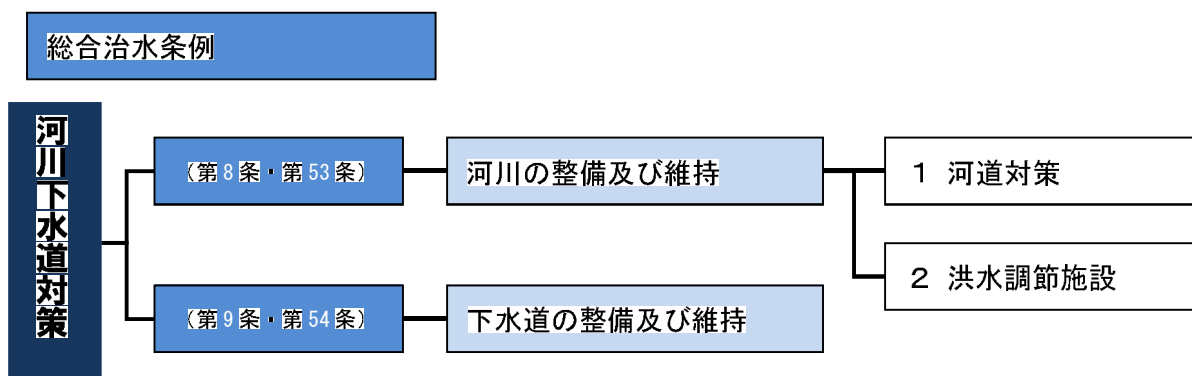
3□. 全般

県及び市町は、河川下水道対策を実施することはもちろんであるが、互いに連携して県民に啓発しながら、県民と協力して河川下水道対策、流域対策、減災対策を推進する。

- 県の責務 □□□□□□総合治水に関する総合的・計画的な施策の策定・実施。
- 市・町の責務 □各地域の特性を生かした施策の策定・実施。
- 県民の責務 □□□□雨水の流出抑制と浸水発生への備え。
行政が実施する総合治水に関する施策への協力。

3□□. 河川・下水道対策

市川や夢前川をはじめとした二級河川を管理する県と、内水対策を所管する市町が連携し、適切な役割分担のもと、具体的な整備スケジュール等の調整を十分図り、効果的で効率的な河川下水道対策に取り組む。



河川下水道対策の実施内容

(1) 河川対策

県は、「市川水系河川整備計画」、「船場川水系河川整備計画」、「八家川水系河川整備計画」、「野田川水系河川整備計画」「夢前川水系河川整備計画」に基づき、河川の整備及び維持を行う。

河川整備は、これまでの洪水被害等の各河川の特性を踏まえ、計画規模の洪水を安全に流下させることを目標として、下表に示す築堤、河床掘削等の整備内容のうち、本計画期間内で実施し得る整備を着実に実施する。また、局所的なボトルネック箇所についても上下流バランスに配慮しながら、適切な対策に努める。

県は、河道や河川管理施設の維持管理、許可工作物や河川占用への対応、水量・水質の保全について、河川の特性、整備の段階を考慮し、洪水等による災害の防止・軽減、河川の適正な利用及び河川環境の整備と保全といった治水・利水・環境の視点から調和がとれ、その機能が十分に発揮できるよう、関係機関と調整を図り、適切な維持管理を行う。また、市町が管理する河川等についても、同様に適切な維持管理を行う。

河川整備計画に位置付けられた今後の河川対策

水系名	策定年月	整備期間	河川名	内容	延長 □□
八家川水系	平成 24 年 7 月	概ね 30 年	八家川	築堤、護岸整備、河床掘削、橋梁架替 (6 橋)	3,200
				防潮水門、ポンプ場の整備、洪水調整施設の整備	—
市川水系	平成 22 年 3 月	概ね 30 年	市川	築堤、護岸整備、河床掘削、□□橋梁基礎補強、堰改築 (2 基)	5,100
		概ね 30 年	振古川	築堤、河道拡幅、河床掘削	2,000
野田川水系	平成 17 年 6 月	概ね 30 年	野田川	排水機場ポンプ増設 (1 台)	—
船場川水系	平成 22 年 2 月	概ね 30 年	船場川	築堤、護岸、河床掘削、橋梁架替 (9 橋)、堰改築 (2 基)	2,080
				洪水調節施設の整備	—
夢前川水系	平成 26 年度中 (予定)	概ね 30 年	夢前川	河床掘削、護岸、橋梁架替、堰改築 等	5,300
		概ね 30 年	菅生川	河床掘削、河道拡幅、護岸、堰改築	4,300
		概ね 30 年	水尾川	河床掘削、護岸、捷水路 等	3,500
		概ね 30 年	大井川	河床掘削、河道拡幅、護岸 等	1,200

注：夢前川水系については、今後、夢前川水系河川整備計画を策定を予定しており、内容については変更の可能性がります

(2) 下水道対策

市町は、それぞれの下水道計画に基づき、年超過確率 1/5～1/10 の規模の降雨に対して浸水が発生しないように計画的な整備を行う。

また、その機能が十分に発揮できるよう、維持管理を行う。

下水道（雨水）事業の概要

県・市	下水道の種別	計画降雨
姫路市	姫路市公共下水道	49.5mm/□□ (年超過確率 1/10)
福崎町	福崎町公共下水道	46.0mm/□□ (年超過確率 1/7)
高砂市	高砂市公共下水道	42.6mm/□□ (年超過確率 1/7)
太子町	太子町公共下水道	42.8mm/□□ (年超過確率 1/5)

注：朝来市、神河町、市川町には、下水道（雨水）事業は計画されていない。

3□. 流域対策

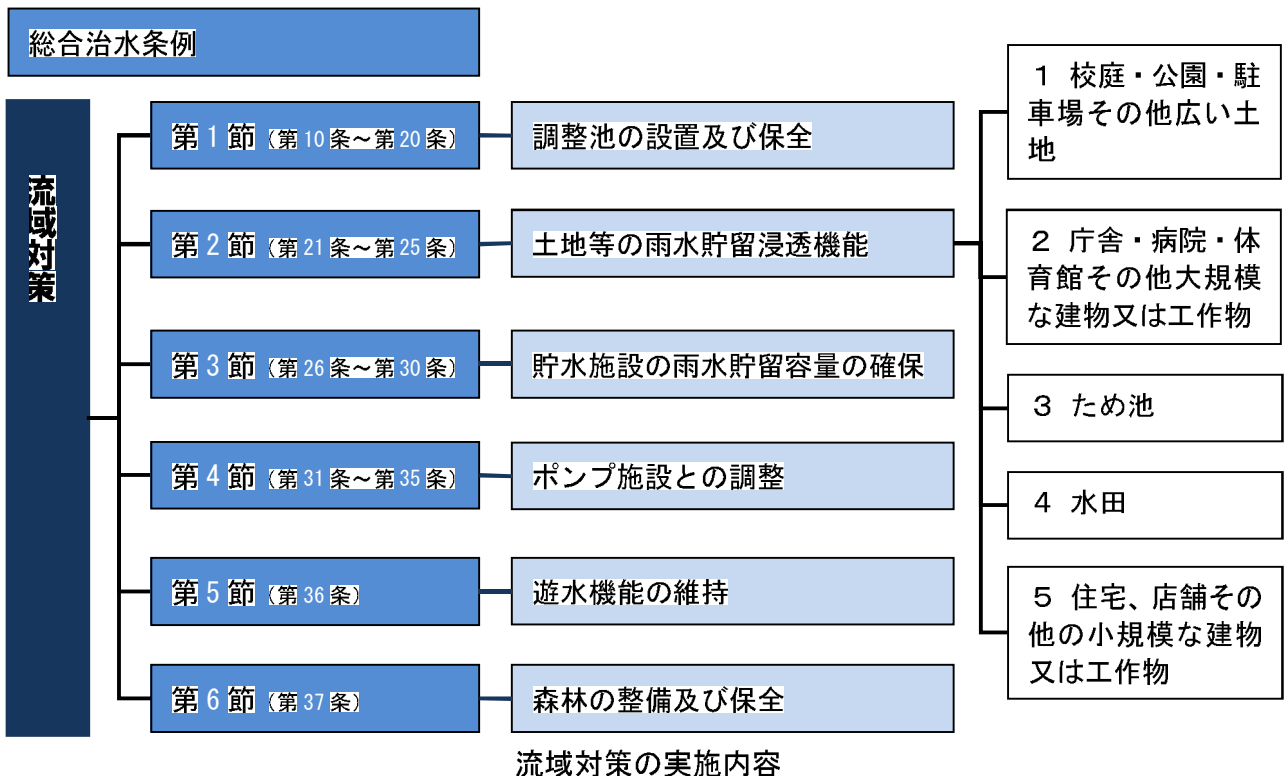
計画地域は、山地が大部分を占めている一方で、計画地域南部では臨海部が播磨工業地帯を形成する等、市街地となっている。

このため、流出抑制機能の高い森林や農地の保全を図るとともに、各地域の特性に応じ、ため池や水田、学校や公園等の地域資源の有効活用を検討し、新たに雨水貯留を実施することにより、地先での浸水被害の軽減や、河川や下水道等への雨水の流出を抑制する。

市街地が広がる計画地域南部では、特に、官公庁、大規模公共施設等の駐車場や学校の校庭等において、貯留機能の確保に努めるとともに、浸透機能の向上を図るため、道路や駐車場等における透水性舗装や浸透側溝の整備等の浸透対策を推進する。

水田が広がる計画地域中部では、特に、ため池での洪水吐や取水施設の改良や事前放流、水田への雨水貯留用せき板設置等により、雨水貯留浸透機能の向上を図る。

山地が大半を占める計画地域北部では、特に、緊急防災林整備、里山防災林整備、針葉樹と広葉樹の混交林整備を継続し、土砂流出の抑制や水源涵養機能等、山地での保水機能の向上を図る。



(1) 地区に応じた対策

流域対策は、様々な土地・施設の所有者・管理者それぞれが実施可能な対策を実施したり保全することで、雨水の流出を抑制するものである。

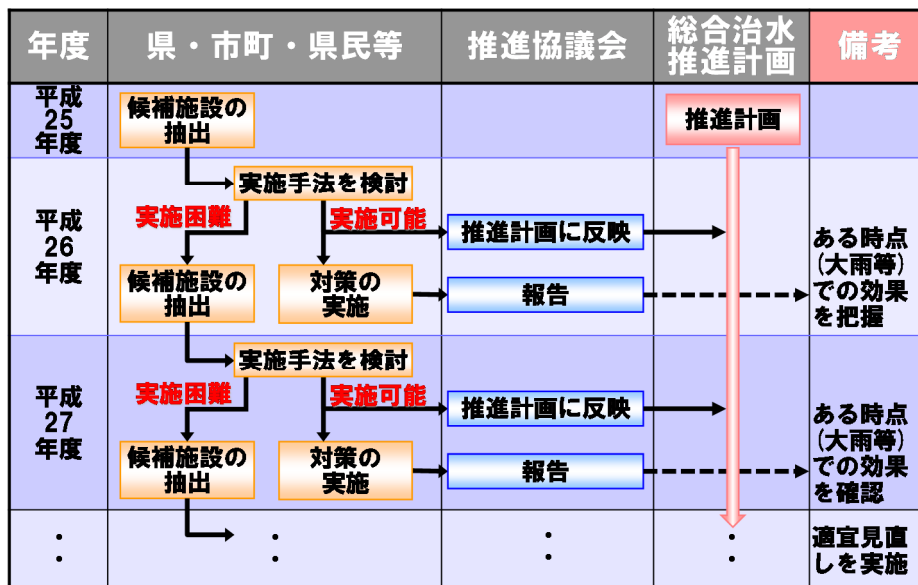
特に、浸水常襲地域では取り組みを強化することが重要であるが、その取り組みの効果は、浸水地域周辺や上流に存在する施設の分布、浸水原因等により、地区毎に異なる。このため、各地区において、効果的な取り組みとなるよう県・市町・県民が連携を図り、適切な役割分担のもと、対策を行うことが重要である。

(2) 対策の積み上げ

流域対策は、対策施設毎の規模や効果は小さくても、これら施設を積み上げていくことで、その総量として、地先の浸水被害の軽減等に効果を発揮することから、様々な土地・施設の所有者・管理者が協力の上、それぞれが実施可能な対策を、規模の大小にかかわらず早期に実施していくことが望まれる。

このため、県及び市町は、様々な流域対策の取り組み事例やその効果等について普及啓発を図り、対策の積み上げを推進していく。

また、実施環境が整った対策については、推進協議会において報告し、本計画へ反映することで推進計画の充実を図る。



流域対策の積み上げ（イメージ）

3□4. 減災対策

県、市町及び県民は、平常時から水害リスクを十分認識し、迅速・円滑な情報伝達・避難体制を整備することが重要である。また、災害時要援護者の避難が円滑に行える体制づくりが必要である。

これらを踏まえた上で、人命を守ることを第一に考え、避難対策に重点的に取り組むことと合わせ、水害が発生した場合でも被害を小さくする対策、被災しても速やかに再建できる対策について、総合治水条例に掲げる以下の対策を進める。

減災対策については、地域特性に応じた様々な対策が各市町で取り組まれており、これら取り組みの情報共有を図り、県、各市町や県民の今後の効果的な取り組みにつながるよう努める。

なお、避難対策等については、災害対策基本法に基づき各市町が定める地域防災計画に具体的に記載されるが、本推進計画で記載する内容と整合し、かつ連動する必要があるため、必要に応じ、地域の防災計画の追記・修正を行う。



減災対策の実施内容

4. 河川下水道対策

4□. 河川の整備及び維持

県は、県が管理する河川について、河川整備計画に位置付けられた計画規模の洪水を安全に流下させることを目標として、河道改修や洪水調節施設の整備を行う。また、河川整備を実施するとともに、必要に応じた堆積土砂の撤去により洪水が安全に流下できるようにする等、洪水時に河川管理施設が十分に機能するよう適切な維持管理を行う。

八家川水系においては、計画基準点 糸引橋で 10□/□を安全に流下させる計画に基づき、河積拡大の河川改修、洪水調節施設の整備を行うとともに、高潮堤防の嵩上げ、排水機場の設置により高潮対策を実施する。

市川水系においては、市川本川で計画基準点 生野橋で 2300□/□を、支川振古川で市川合流点で 10□/□を、安全に流下させる計画に基づき、河積拡大の河川改修を進める。

野田川水系においては、計画基準点 飾磨防潮水門で 110□/□を安全に流下させる計画に基づき、高潮対策を進める。

船場川水系においては、飯田橋から生矢橋の区間で実施中の都市一般河川改修事業を継続し、180□/□を、生矢橋から上流の区間で計画基準点 □□山陽本線船場川橋梁地点で 110□/□を、安全に流下させる計画に基づき、河積拡大の河川改修に加え、姫路競馬場調節池の設置を行う。

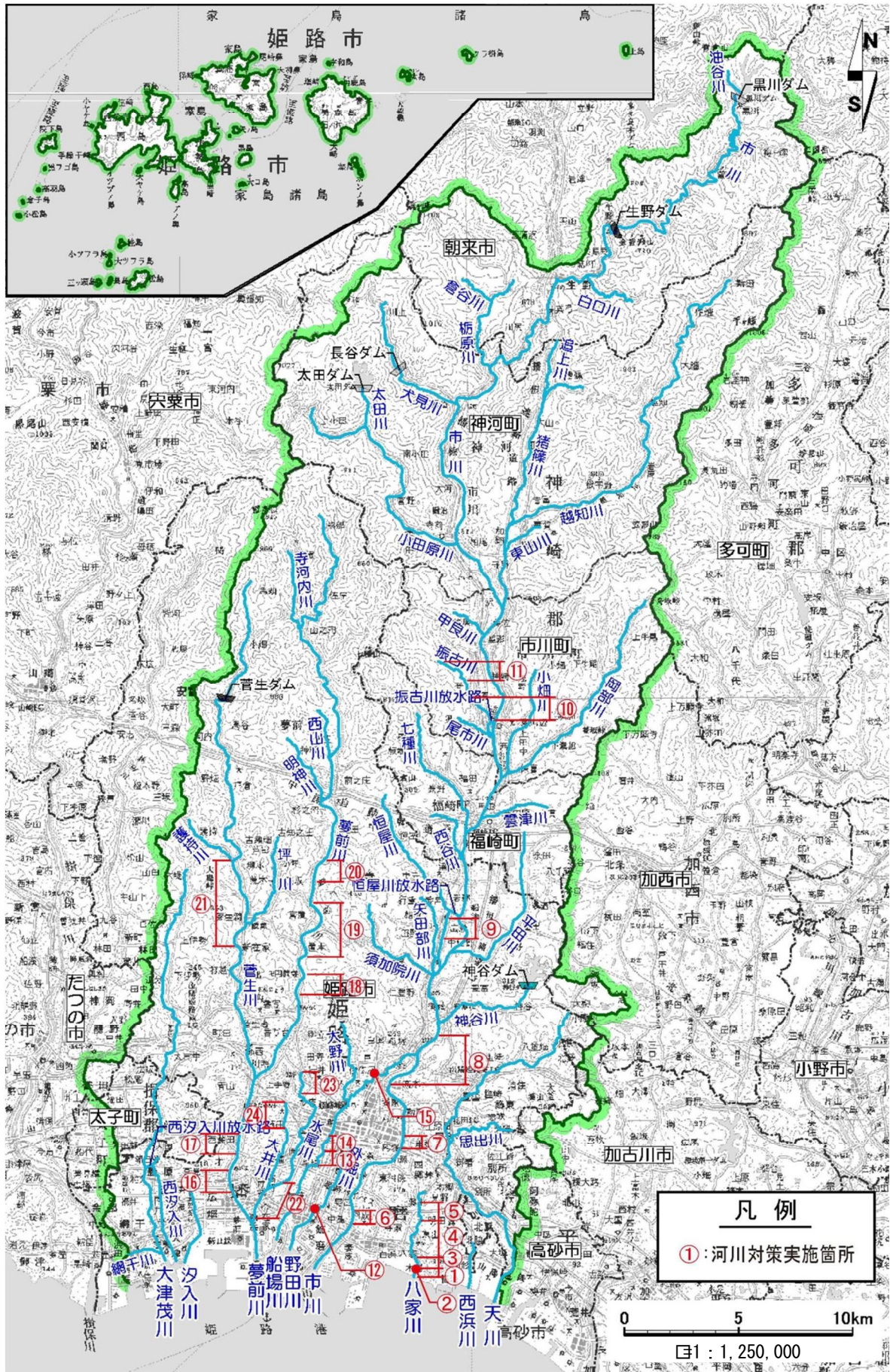
夢前川水系においては、計画基準点 夢前橋で 1□00□/□を流下させる計画に基づき、河積拡大の河川改修を進める。

また、市町は、それぞれが管理する準用河川や普通河川等の整備及び維持を行う。

河川整備計画に位置付けられた今後の河川対策

水系名	河川名	計画規模	施工区間	延長 [m]	施工の内容	位置 番号
八家川 水系	八家川	姫路観測所における観測史上最大の昭和40年9月台風23号洪水に概ね相当する年超過確率1/20の規模の洪水を安全に流下させることを目標とする。	河口～防潮水門	400	高潮堤防嵩上げ	1
			高水敷下流端	—	防潮水門、ポンプ場の整備	2
			防潮水門～三ツ橋	300	河床掘削	3
			三ツ橋～ 姫路バイパス	2,500	築堤、河床掘削、護岸整備、 橋梁架替（6橋）	4
			明田川合流点～ 姫路バイパス	—	洪水調節施設の整備	5
市川 水系	市川	概ね相当する年超過確率1/30の規模の洪水を安全に流下させることを目標とする。	阿成地区	600	築堤、護岸、河床掘削	6
			Ⅲ橋梁上下流区 間	—	河床掘削等	7
			高木橋付近～ 生野橋付近区間	3,000	築堤、河床掘削、 堰改築〔花田堰、飾磨井堰〕	8
			江鮒井堰上流	900	築堤	9
	振古川	平成2年9月台風19号洪水を踏まえて、概ね相当する年超過確率1/10の規模の洪水を安全に流下させることを目標とする。	市川合流点～ Ⅲ橋梁	900	河床掘削、河道拡幅、築堤	10
谷地区	1,100	河床掘削、河道拡幅、築堤	11			
野田川 水系	野田川	昭和40年9月、昭和51年9月などの既往の洪水を考慮して定めた計画高水流量の洪水を流下させることを目標とする。	野田川排水機場	—	野田川排水機場ポンプ増 設（1台：12.33m ³ /s）	12
船場川 水系	船場川	都市河川改修事業を継続していることから、これを踏襲し、年超過確率1/30の規模の洪水を流下させることを目標とする。 平成16年10月台風23号洪水を安全に流下させ、かつ上下流バランスを保つため、年超過確率1/15の規模の洪水を流下させることを目標とする。	飯田橋～生矢橋	800	築堤、護岸、河床掘削、 橋梁架替（5橋）等	13
			生矢橋～ Ⅲ山陽本線 船場川橋梁	1,280	築堤、護岸、河床掘削、 井堰改築（2基）、 橋梁架替（4橋）等	14
			姫路競馬場	—	洪水調節施設の整備	15
夢前川 水系	夢前川	戦後最大洪水である昭和51年9月洪水に概ね相当する年超過確率1/30の規模の洪水を流下させることを目標とする。	京見橋上流～ 山陽本線上流	300	河床掘削 等	16
			夢前大橋上流～ 山陽新幹線	800	河床掘削 等	17
			郷内井堰～山富橋	1,100	河床掘削、護岸、 橋梁架け替え堰改築 等	18
			山富井堰付近～ 宮置橋上流付近	2,500	河床掘削、護岸、 堰改築 等	19
			糸田橋下流	600	河床掘削、護岸、堰改築 等	20
			新在家橋～護塚橋	4,300	河床掘削、河道拡幅、 護岸、堰改築 等	21
	菅生川					
	水尾川	夢前川の京見橋より下流では概ね河川整備基本方針に相当する改修が完了しており、河川改修を継続していることから、これを踏襲し、年超過確率1/100の規模の洪水を流下させることを目標とする。 下水道雨水排水計画と整合を図り、年超過確率1/20の規模の洪水を流下させることを目標とする。	夢前川合流点～ 今在家東大橋	2,200	河床掘削、護岸 等	22
			辻井川合流点～ 法河川上流端	1,300	捷水路 等	23
	大井川	夢前川の京見橋より下流では概ね河川整備基本方針に相当する改修が完了しており、河川改修を継続していることから、これを踏襲し、年超過確率1/50の規模の洪水を流下させることを目標とする。	山陽新幹線～ 国道2号	1,200	河床掘削、河道拡幅、 護岸 等	24

注：夢前川水系については、今後、夢前川水系河川整備計画を策定を予定しており、内容については変更の可能性
があります

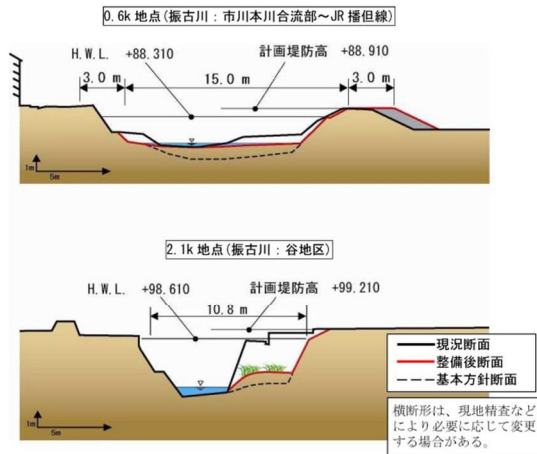


河川対策位置図

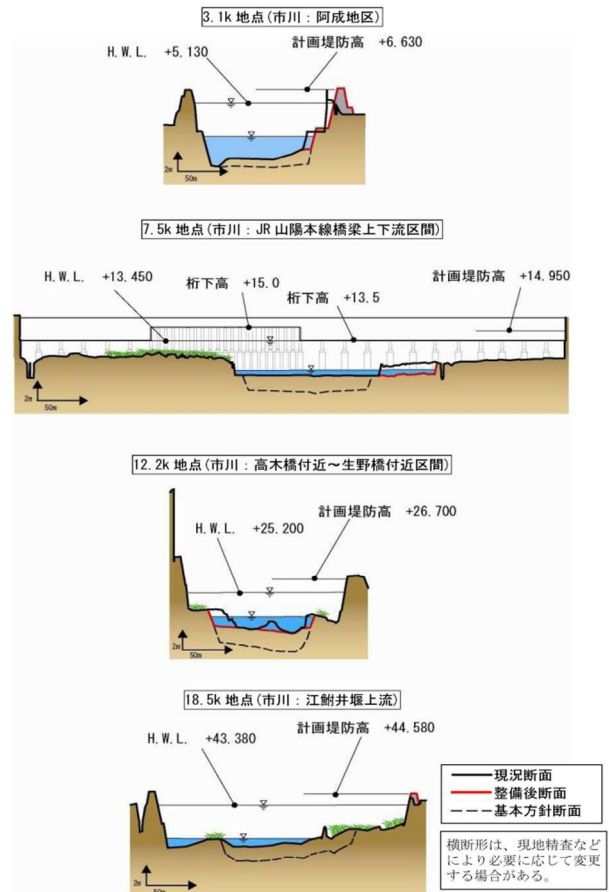
【市川水系】

市川流域では、目標流量を安全に流下させることを目標に、現地の状況に応じて築堤、河道拡幅及び河床掘削によって河積の増大を図る。

なお、築堤河川となっており、氾濫により姫路市中心市街地が浸水すると予想される河口から生野橋の区間を優先的に整備して、沿川住民の貴重な生命と財産を守る。



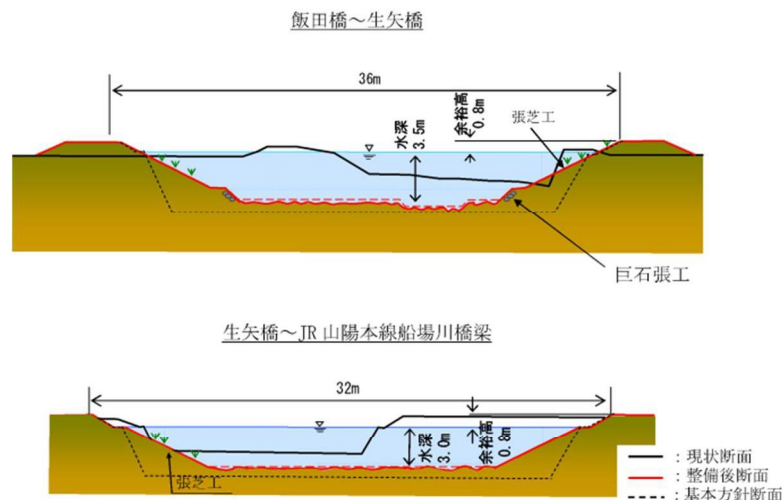
振古川整備横断イメージ



市川整備横断イメージ

【船場川水系】

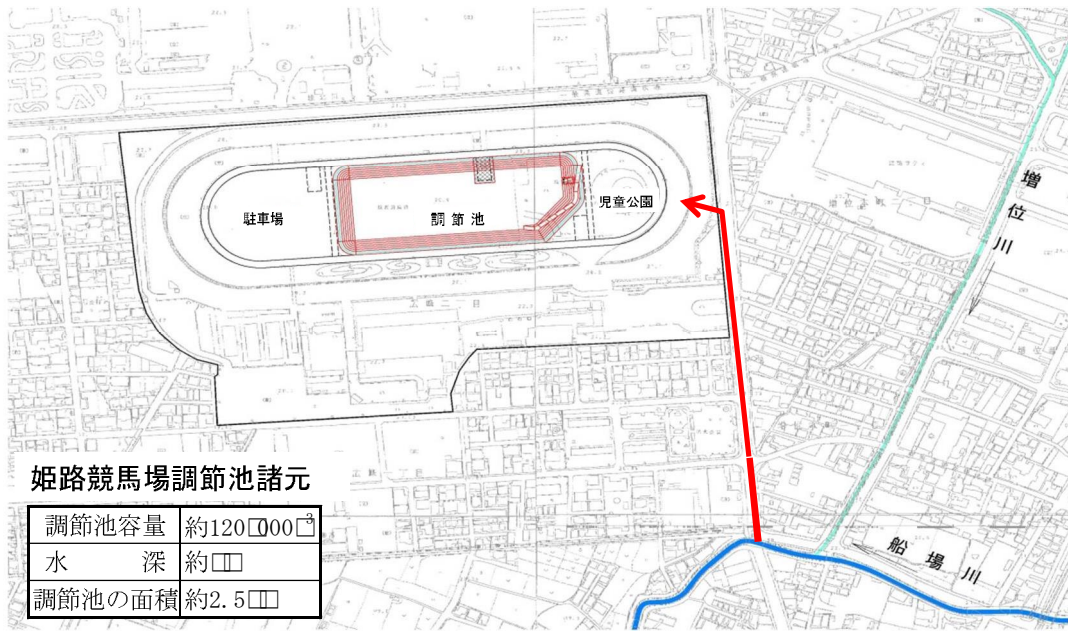
船場川流域では、目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅及び河床掘削による河積の増大、並びに洪水調節施設の整備により洪水被害の軽減を図る。また、山陽本線から上流においては、狭窄部の解消に努める。



注) 横断図の赤線は改修後の河川幅を例として示すが、左岸側に拡幅するか、右岸側に拡幅するかは今後検討する

図2.1.2 船場川整備横断イメージ

船場川整備横断イメージ



姫路競馬場調節池諸元

調節池容量	約120,000 ³
水深	約1
調節池の面積	約2.5 ²

姫路競馬場調節池全体平面図

平常時



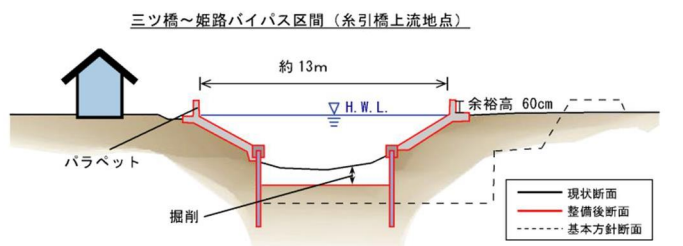
洪水時



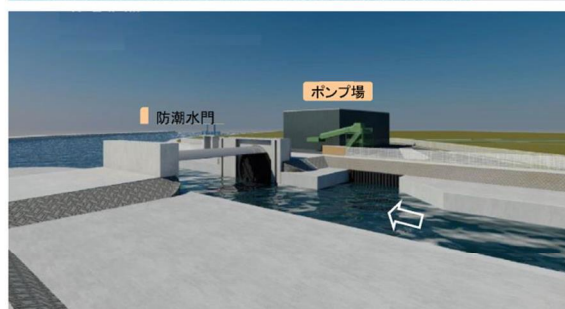
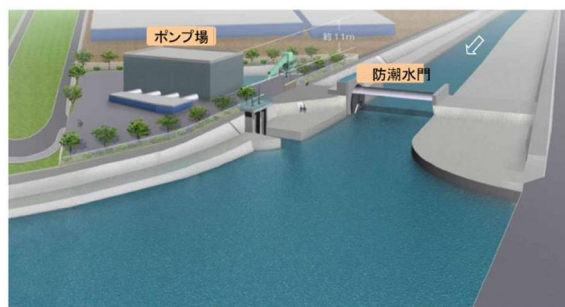
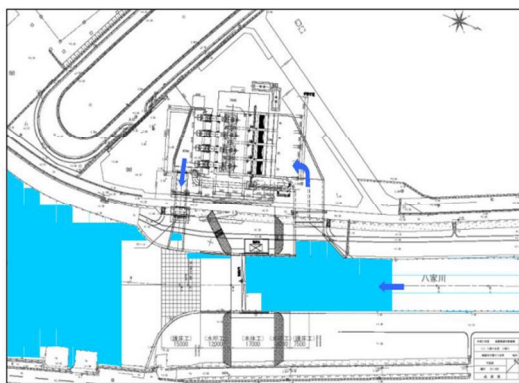
姫路競馬場調節池のイメージパース

【八家川水系】

八家川流域では、目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅及び河床掘削による河積の拡大、並びに洪水調節施設の整備により洪水被害の軽減を図る。高潮時の浸水対策として、高潮堤防の嵩上げ及び防潮水門を整備するとともに水門閉鎖時においても洪水を安全に流下できるよう強制排水を行うポンプ場を整備する。



注) 川幅の拡幅については、左岸側を実施するか、右岸側を実施するかは今後検討する。



【野田川水系】

高潮対策として、野田川排水機場においてポンプ（12.33 ㍴/㍴）を1台増設する。



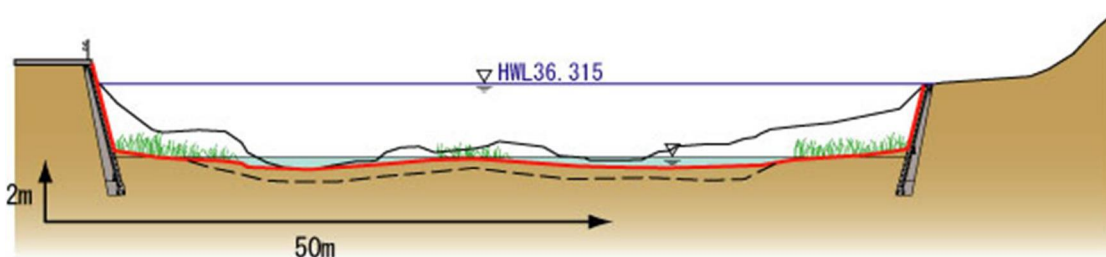
野田川排水機場

【夢前川水系】

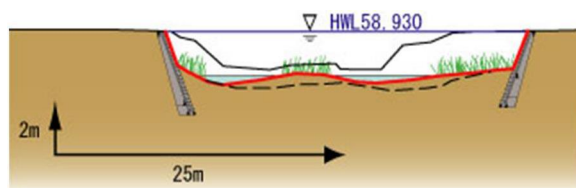
夢前川流域では、目標流量を安全に流下させるため、現地の状況に応じて河床掘削、河道拡幅等によって河積の増大を図る。

また、水尾川の上流部では、雨水対策が十分ではなく、河道が狭小であることから沿川では度々浸水被害が発生しており、この解消に向け、県及び市町の適切な役割分担のもと、効率的な整備に努める。

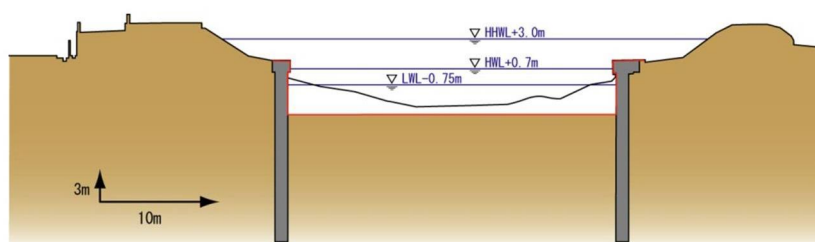
12.7㊦ 地点（夢前川：郷内井堰～山富橋）



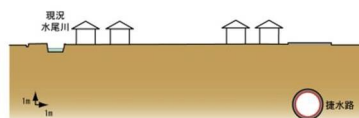
8.9㊦ 地点（菅生川：坪川合流地点～護塚橋）



0.6㊦（水尾川：夢前川合流点～今在家東大橋）



水尾川：辻井川合流点～県管理上流端



—	現況断面
—	整備後断面
- - -	基本方針断面

横断形は、現地精査等により必要に応じて変更する場合があります。

夢前川水系整備横断イメージ

4□. 下水道の整備及び維持

下水道対策は各市町の下水道計画等に基づき、以下の方針により整備を進める。

下水道対策の推進に関する基本的な方針

対象	現在の取り組み	今後の取り組み
福崎町	<ul style="list-style-type: none"> ・年超過確率 1/7□46mm/□の規模の洪水に対して浸水が生じないことを目標に雨水対策に取り組んでいる。 ・集中豪雨の浸水対策として、平成 17 年より川すそ雨水幹線事業、川端雨水幹線事業の整備を順次進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年超過確率 1/7□46mm/□の規模の洪水に対して浸水が生じないことを目標に雨水対策に取り組む。 ・川すそ雨水幹線事業及び川端雨水幹線事業の早期整備等、内水対策を中心に取り組んでいく。
姫路市	<ul style="list-style-type: none"> ・年超過確率 1/5□42.8mm/□の規模の洪水に対して浸水が生じないことを目標に雨水対策に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年超過確率 1/10□49.5mm/□の規模の洪水に対して浸水が生じないことを目標に雨水対策に取り組む。
高砂市	<ul style="list-style-type: none"> ・年超過確率 1/7□42.6mm/□の規模の洪水に対して浸水が生じないことを目標に雨水対策に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年超過確率 1/7□42.6mm/□の規模の洪水に対して浸水が生じないことを目標に雨水対策に取り組む。
太子町	<ul style="list-style-type: none"> ・年超過確率 1/5□43mm/□の規模の洪水に対して浸水が生じないことを目標に雨水対策に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年超過確率 1/5□43mm/□の規模の洪水に対して浸水が生じないことを目標に雨水対策に取り組む。 ・浸水被害の危険性がある地区については、既存水路の拡幅等対応可能な範囲で浸水被害の軽減に努める

また、今後 10 年間、計画地域では、以下のような整備が行われる。

対象	今後 10 年間で主な整備内容
福崎町	下水道計画に基づき、下水道整備を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ H25～H26：川端雨水幹線の整備を推進する。 ・ H25～H35：川すそ雨水幹線の整備を推進する。
姫路市	下水道計画に基づき、下水道整備を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ H24～25：姫路市公共下水道全体計画見直し ・ H25～：5～10 年間で姫路市公共下水道の施設計画見直し、上記の計画に基づいて、順次整備を進める。
高砂市	下水道計画に基づき、天川水系における下記の整備を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 天川ポンプ場 φ1500mm×1 台増設 ・ 天川第 2 ポンプ場 φ1000mm×1 台増設 ・ 雨水管・面整備 未定
太子町	下水道計画に基づき、下水道整備を推進する。

5. 流域対策

5□. 調整池の設置及び保全

従来、県では、1□□以上の開発行為を行う場合、開発による県管理河川への雨水の流出量の増大を抑制するため、「調整池指導要領及び技術基準」(兵庫県県土整備部)に基づき、開発者に対して防災調整池の設置を指導してきた。

総合治水条例では、「調整池の設置・保全」として1□□以上の開発行為を行う開発者等に対し、技術的基準に適合する「重要調整池」を設置し、雨水の流出抑制機能を維持するために適切な管理を行うことを義務づけた。(本条項は平成25年4月1日施行)

■計画地域での分布状況

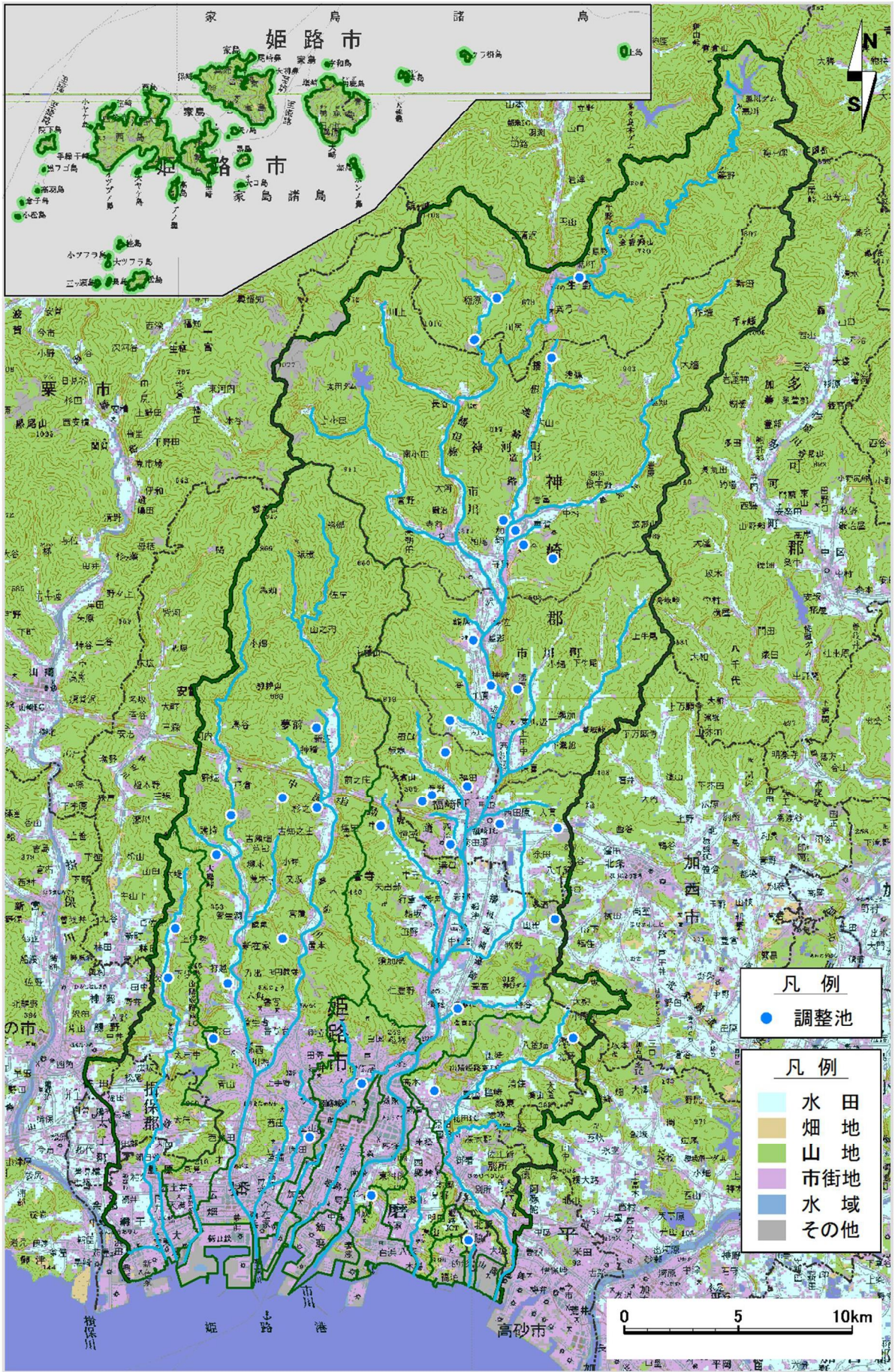
現在、計画地域には、調整池83施設*が存在し、夢前川水系及び市川水系に多く分布している。

※83施設は開発に伴う協議を行った数であり、現存している施設数と異なる場合がある。

防災調整池施設数一覧

水系名	所在市町名	施設数	
天川水系	姫路市	6	6
	高砂市	0	
	(加古川市)	0	
	(加西市)	0	
西浜川水系	姫路市	0	1
	高砂市	1	
八家川水系	姫路市	0	0
市川水系	姫路市	7	53
	福崎町	25	
	市川町	11	
	神河町	6	
	朝来市	4	
野田川水系	姫路市	0	0
船場川水系	姫路市	3	3
夢前川水系	姫路市	17	17
	太子町	0	
汐入川水系	姫路市	0	0
大津茂川水系	姫路市	2	2
	太子町	0	
	(たつの市)	0	
残流域	姫路市	1	1
合 計			83

※ () 書きは、流域のみで法定河川は含まれていない市



調整池位置図

① 調整池の設置

開発行為を行う者は、その開発行為により浸水が発生させる可能性が高まる場合には、その可能性を低減するために、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池を設置するようにしなければならない。

県は、1□以上の開発に対し、重要調整池の設置を義務付ける。

調整池の管理者は、その機能維持と適正な管理を行う。

② 施設の指定

現在、計画地域において、調整池は83箇所設置されており、県は、「調整池指導要領」に基づく暫定調整池、恒久調整池の区分にかかわらず、重要調整池以外の調整池であって、雨水の流出を抑制する機能の維持が特に必要と認める調整池について、所有者の理解を得ながら指定調整池に指定していく。

指定を受けた調整池の所有者等はその機能維持と適正な管理を行う。

③ 維持管理

重要調整池及び指定調整池の所有者等はその機能維持と適正な管理を行わなければならない。

また、重要調整池、指定調整池以外の調整池においても、管理者は、日常点検や維持管理など適切な管理と機能維持に努めなければならない。

■計画地域での特徴的な取り組み

1□以上の開発に対する調整池の設置指導に加え、姫路市では、姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例により、0.05□以上～1□未満の開発に対する雨水浸透施設（雨水浸透ます、透水性舗装等）の設置指導を行っている。

調整池設置及び保全に関する取り組み一覧

対象		現在の取り組み	今後の取り組み
計画地域全体	県	・100以上の開発に対する調整池の設置指導	・100以上の開発に対する開発者・施設所有者への設置・管理の義務付け（H25.4.1～） ・雨水の流出を抑制する機能の維持が特に必要と認める調整池について、所有者の同意を得た上で指定調整池として指定し、調整池の所有者等はその機能維持と適正な管理を行う。
	市町	・100以上の開発に対して、県との協議を指導する。	・左記を継続して実施
朝来市		□計画地域全体の取り組みと同様□	□計画地域全体の取り組みと同様□
神河町		□計画地域全体の取り組みと同様□	□計画地域全体の取り組みと同様□
市川町		□計画地域全体の取り組みと同様□	□計画地域全体の取り組みと同様□
福崎町		□計画地域全体の取り組みと同様□	□計画地域全体の取り組みと同様□
		・町は、福崎工業団地調整池等6箇所の調整池を所管し（内3池はため池兼用）、草刈り、管理フェンス、設置者看板を設置するなどの維持管理に努め、水害時には巡回による点検を実施している。	・左記を継続して実施
姫路市		□計画地域全体の取り組みと同様□	□計画地域全体の取り組みと同様□
		・姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例により、0.0500以上～100未満の開発に対する雨水浸透施設（雨水浸透柵、透水性舗装等）の設置指導を行っている。	・左記を継続して実施
高砂市		・100未満の開発行為を行う開発者に対しても、開発指導の場を活用して調整池や浸透柵の設置等、雨水流出抑制機能の確保を促している。	・左記を継続して実施
太子町		□計画地域全体の取り組みと同様□	□計画地域全体の取り組みと同様□



福崎町一福崎工業団地調整池



調整池イメージ

5□. 土地等の雨水貯留浸透機能

雨水貯留、地下浸透の取り組みは、実施箇所が多いほど流出抑制効果が高くなるため、県、市町及び県民自らが、浸水被害軽減の必要性を認識し、できるだけ多くの箇所で実施することが望ましい。

このため、県、市町及び県民は、「雨水貯留浸透機能に係る指針」(平成24年11月〔兵庫県〕)を参考として、自然豊かな計画地域の森林・水田・ため池など地域に備わっている雨水貯留浸透機能を保全、活用するとともに、学校・公園等を活用し、雨水貯留浸透機能の整備に努める。

(1) 校庭、公園、駐車場その他広い土地を利用した施設

校庭、公園、駐車場その他の広い土地は、比較的、人が集まる場所に立地しているが、その規模の大きさから、貯留による流出抑制効果が期待できる。

これら施設は、住民等が利用していることから、計画地域の市町等と連携して、雨水貯留の必要性や安全性の確保も含めた利用上の影響について、住民の理解と協力を得て流域対策を推進する。

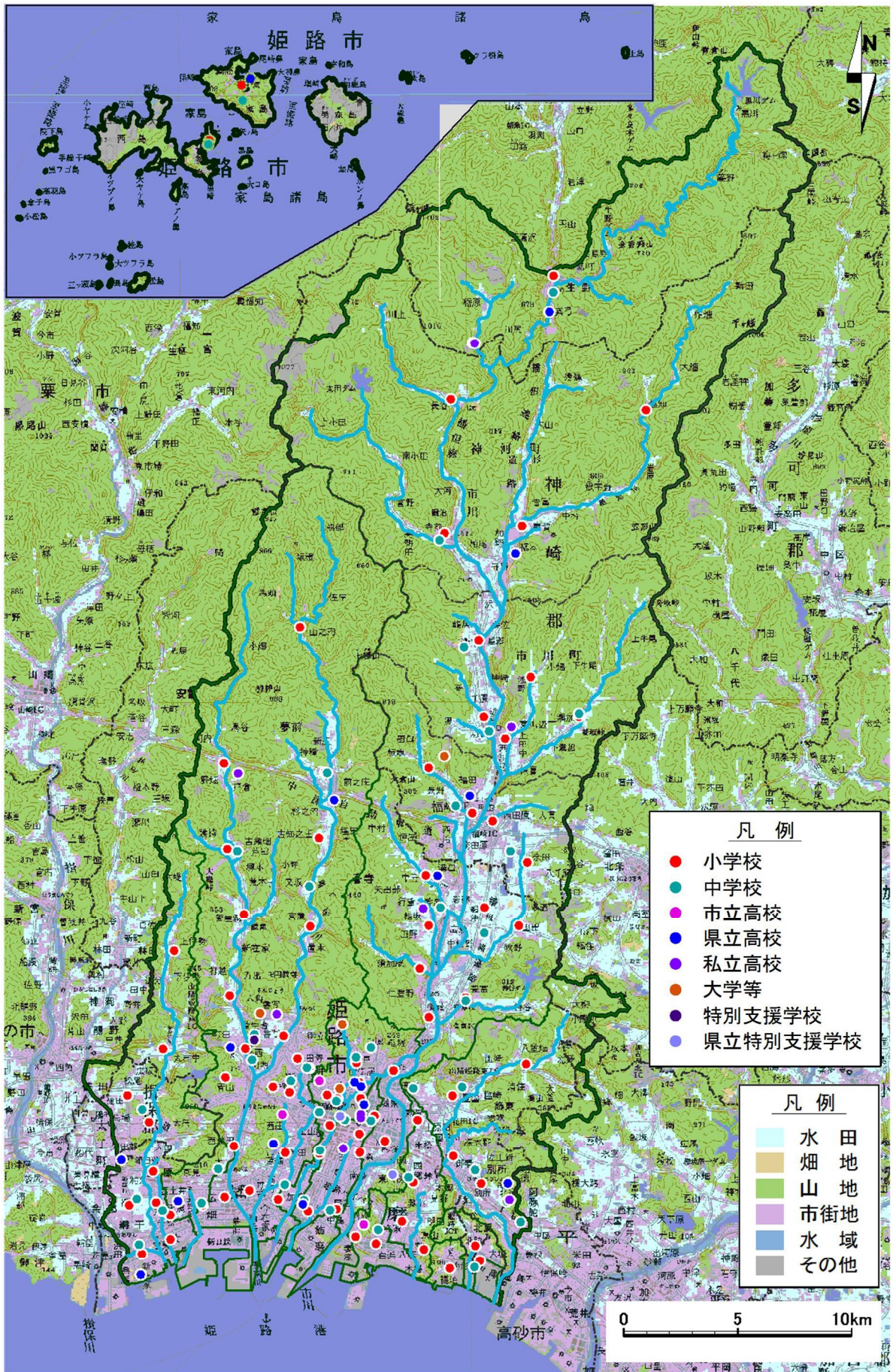
■計画地域での分布状況

現在、計画地域には、学校1□施設、公園435施設(0.1□以上を対象)、その他大規模施設が存在し、市街地である姫路市に多く分布している。

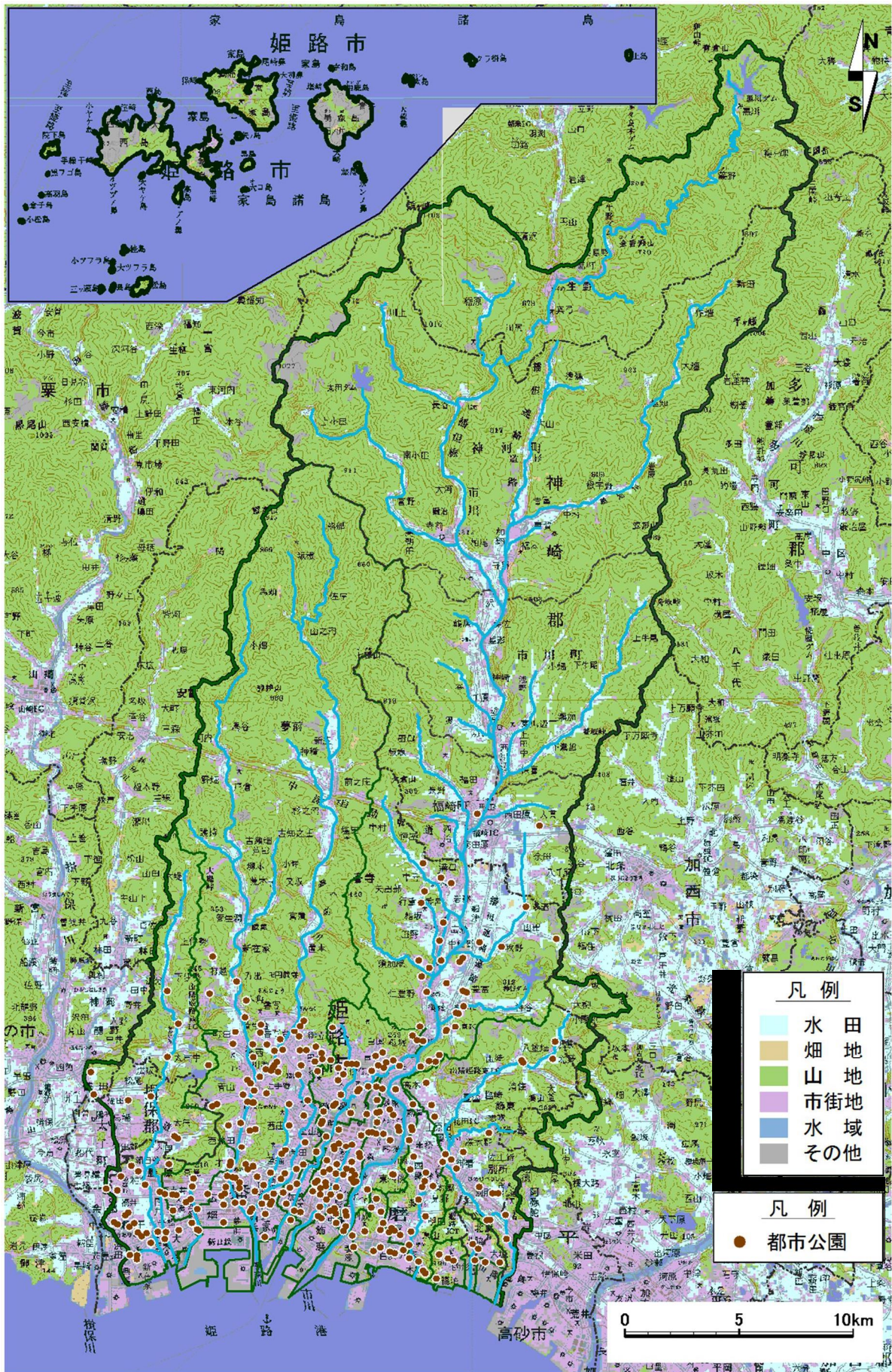
学校・公園施設数・面積等一覧

流域名	所在市町名	学校			公園	
		施設数(箇所)	敷地面積(m ²)	グラウンド面積(m ²)	施設数(箇所)	敷地面積(m ²)
天川	姫路市	8	183,063	71,914	23	58,400
天川	高砂市	3	108,943	47,088	4	5,549
天川	(加西市)	0	0	0	0	0
天川	(加古川市)	0	0	0	0	0
西浜川	姫路市	1	26,553	18,584	6	67,600
西浜川	高砂市	1	17,438	8,438	1	1,196
八家川	姫路市	5	82,503	40,314	26	244,000
市川	姫路市	16	300,733	124,489	72	585,100
市川	朝来市	5	73,850	8,900	0	0
市川	市川町	9	98,723	48,144	0	0
市川	福崎町	8	182,555	75,868	2	35,771
市川	神河町	6	78,926	26,376	0	0
市川	(加西市)	0	0	0	0	0
野田川	姫路市	11	178,108	73,076	57	253,900
船場川	姫路市	31	452,538	178,432	40	1,256,400
夢前川	姫路市	37	747,706	282,474	120	889,600
汐入川	姫路市	3	106,207	29,823	16	107,400
大津茂川	姫路市	10	245,497	153,928	34	307,500
大津茂川	太子町	4	62,841	30,357	4	119,662
大津茂川	(たつの市)	0	0	0	0	0
残流域	姫路市	13	203,910	74,384	28	948,100
合計	姫路市	135	2,526,818	1,047,418	422	4,718,000
	高砂市	4	126,381	55,526	5	6,745
	朝来市	5	73,850	8,900	0	0
	市川町	9	98,723	48,144	0	0
	福崎町	8	182,555	75,868	2	35,771
	太子町	4	62,841	30,357	4	119,662
	神河町	6	78,926	26,376	0	0
	(加西市)	0	0	0	0	0
	(加古川市)	0	0	0	0	0
	(たつの市)	0	0	0	0	0
	合計	171	3,150,094	1,292,589	433	4,880,178

※ () 書きは、流域のみで法定河川は含まれていない市



学校位置図



公園位置図